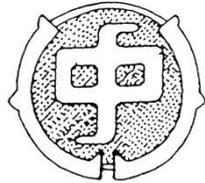


# 令和5年度 姫路市立夢前中学校

## 学校いじめ防止基本方針(学校基本方針)



平成26年 3月 試案

平成26年 4月 以降実施

以降 毎年 3月 検証・改訂

令和 5年 3月28日 第10次改訂

## 1 本校の方針

校訓「生きぬく知力・豊かな心情・強い意志」のもと、困難に立ち向かい自ら学び続ける強さを持つとともに、「志を養う」「自己を見つめる・互いに磨きあう・一生学び続ける」人づくりを目指している。全校生徒が安心して学校生活を送り、仲間とともに充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを生まない土壌と絆づくりを図りながら、いじめをしない・許さない学校づくりを推進する。

そのために、開発的予防的生徒指導を柱として、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組む。いじめを認知した場合は、早期に適切かつ迅速に解決するため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は、広畑中学校のマンモス化の解消のため、昭和44年に設立された。校区には、小学校が1校のため、多くの生徒はお互いによく知った関係である。

そのため、人間関係が固定化しやすい。近年、田畑の埋め立てにより新興住宅地が増加しており、保護者や地域において様々な価値観がみられる。

本校は、平成21年度からライフスキル教育を実践し、危険行動・問題行動を回避・対処する力を身につけ、自己指導能力を獲得させることを目的として取り組んできた。さらに、地域と連携したボランティア活動や地域の専門家による講演会などを通して、地域との連携を深めてきた。それらで培われた土壌の上に学校生活を成り立たせている。

いじめについては、「いじめは、どの生徒にも学校にも起こりうること。」との認識をもち、全教職員が連携を図り、いじめの4要項目（\*1）に基づいた積極的認知を行いながら、生徒との信頼関係を築いていく。「いじめをしない」、「いじめを許さない」人間関係づくりと大人の気づく力を高め、いじめを生まない土壌づくりに取り組む。そのため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

（\*1）①児童生徒である ②一定の人間関係がある

③心理的又は物理的影響を与える行為 ④心身の苦痛を感じている

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### （1）日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

【別紙1】校内指導体制及び関係機関

また、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のために任意的且つ効果的に活用できるチェックリストを別に定める。

【別紙2】チェックリスト

### （2）未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上をはかる校内研修など、年間の指導計画を別に定める。 【別紙3】年間指導計画



### (3) いじめを認知した場合の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、生徒指導部に報告を行うとともに当該学年教職員を中心に対処を行う。また、事案によっては、速やかに市教委に報告するとともに、いじめ対応チームを発足させ、情報の収集と記録・情報の共有・いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。また、収集し確認した情報及び対応について、市教委に報告し、校長の判断により、学校サポートスクラムチームの支援を要請する。

#### 【別紙4】組織対応

### (4) いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。
- ②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。例えば、身体に重大な障害を負った場合や金品等に重大な被害を被った場合等が想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」における「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定の期間や連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。また、被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態を判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する者を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 5 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。

## 6 その他の事項

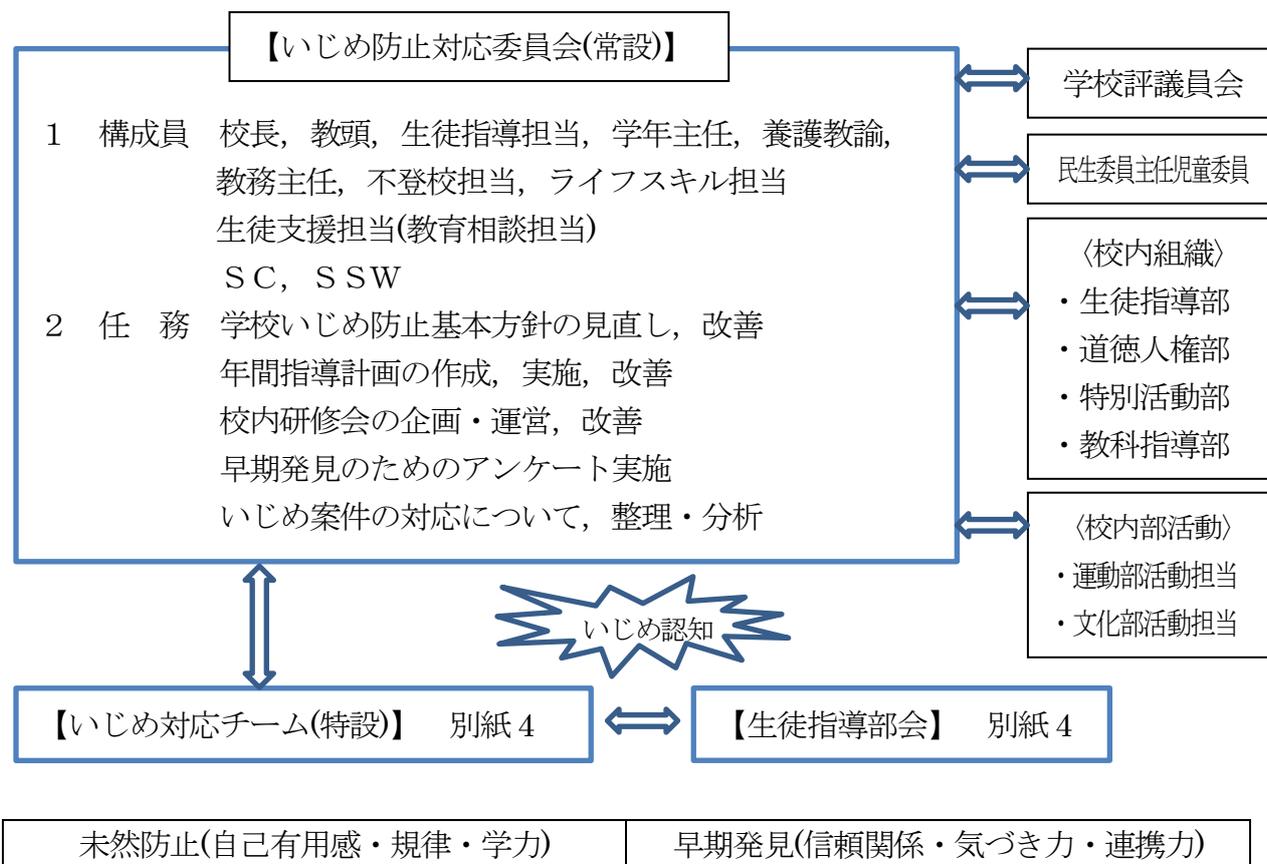
誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取組む必要があるため、策定した学校基本方針は、本校のホームページで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者会や地域での会合などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ防止対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

【別紙1】

## 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは、どの生徒にも学校にも起こりうる」の認識をもち、いじめの4要項目に基づいて積極的認知を行いながら、気づきの力を学校全体で高め、「いじめをしない・許さない」という強い意志において、組織的な取組を行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ防止対応委員会」を設置する。いじめと疑われる案件を認知すれば、ただちに生徒指導部へ連絡・報告・相談をし、情報共有を図る。そして、当該学年教職員を中心に組織的な対応を行う。事案によっては、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を特設する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心とし、特定の教員がいじめ問題を抱込むことのないように、教職員全体で共通理解をはかり、報告・連絡・相談を確実にし迅速で適切な解決を図る。
- 4 学校全体で総合的ないじめ対策を行うため、「いじめ防止対応委員会」は、いじめ問題への対応の分析を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するため、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。



<ul style="list-style-type: none"> <li>○教室環境整備促進</li> <li>○挨拶・靴・敬語・掃除の徹底</li> <li>○教科指導の充実 ○特別活動の充実</li> <li>○教育相談の充実</li> <li>○道徳人権教育の充実</li> <li>○ライフスキル教育の充実</li> <li>○情報教育の充実 ○保護者地域との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の収集（いじめアンケート等）</li> <li>○相談体制の確立（教育相談の実施等）</li> <li>○情報の共有（毎週の生徒指導部会等）</li> </ul>
---	---

【別紙2】

## 早期発見チェックリスト

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ※授業中、教職員に見えないようにメモを回したりしている

### いじめられている子

#### ●日常の行動・表情の様子

- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 顔を悪く、元気がない
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 遅刻・欠席が多くなる
- 早退や一人で下校することが増える
- ときどき涙ぐんでいる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

#### ●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- ※1人で自分の席から動かないでいる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

#### ●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

#### ●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

#### ●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない

### いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どものみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

※ 本校独自のチェック項目

### 【別紙3】 年間指導計画

月	前後	職員会議・研修等	未然防止	早期発見	保護者・地域
4月	前	いじめ防止対応委員会 [共通] 開催 いじめ対応職員研修			
	後				
5月	前	保護者向け啓発		いじめアンケート① 個別教育相談①	
	後				
6月	前	SCによる研修・講座 (学年毎)	カウンセリング教室		
	後		いじめ防止人権学習 (1年)	いじめアンケート② 個別教育相談②	
7月	前	地域住民への啓発 いじめ防止対応委員会 [定期会議①]	ライフスキル授業と連携 情報モラル講座 (1・2年) ネット犯罪防止教室		地域啓発活動
	後			三者懇談	
8月	前	保護者向け啓発			
	後	小中合同研修 カウンセリングマインド研修			
9月	前				地域啓発活動
	後				
10月	前		薬物乱用防止教室	個別教育相談③ いじめアンケート③	
	後		ライフスキル授業と連携		
11月	前	研究公開授業			
	後		ライフスキル授業と連携	個別教育相談④ いじめアンケート④	
12月	前	いじめ防止対応委員会 [定期会議②]			
	後			三者懇談	
1月	前				
	後		(飲酒喫煙防止啓発活動)		地域啓発活動
2月	前				
	後			個別教育相談⑤	学校評議員会

				いじめアンケート⑤	
3月	前	いじめ防止対応委員会 [方針直し・改善]	小中情報交換 ライフスキル授業(年度まとめ)		
	後	いじめ防止対応委員会 [次年度計画作成]			

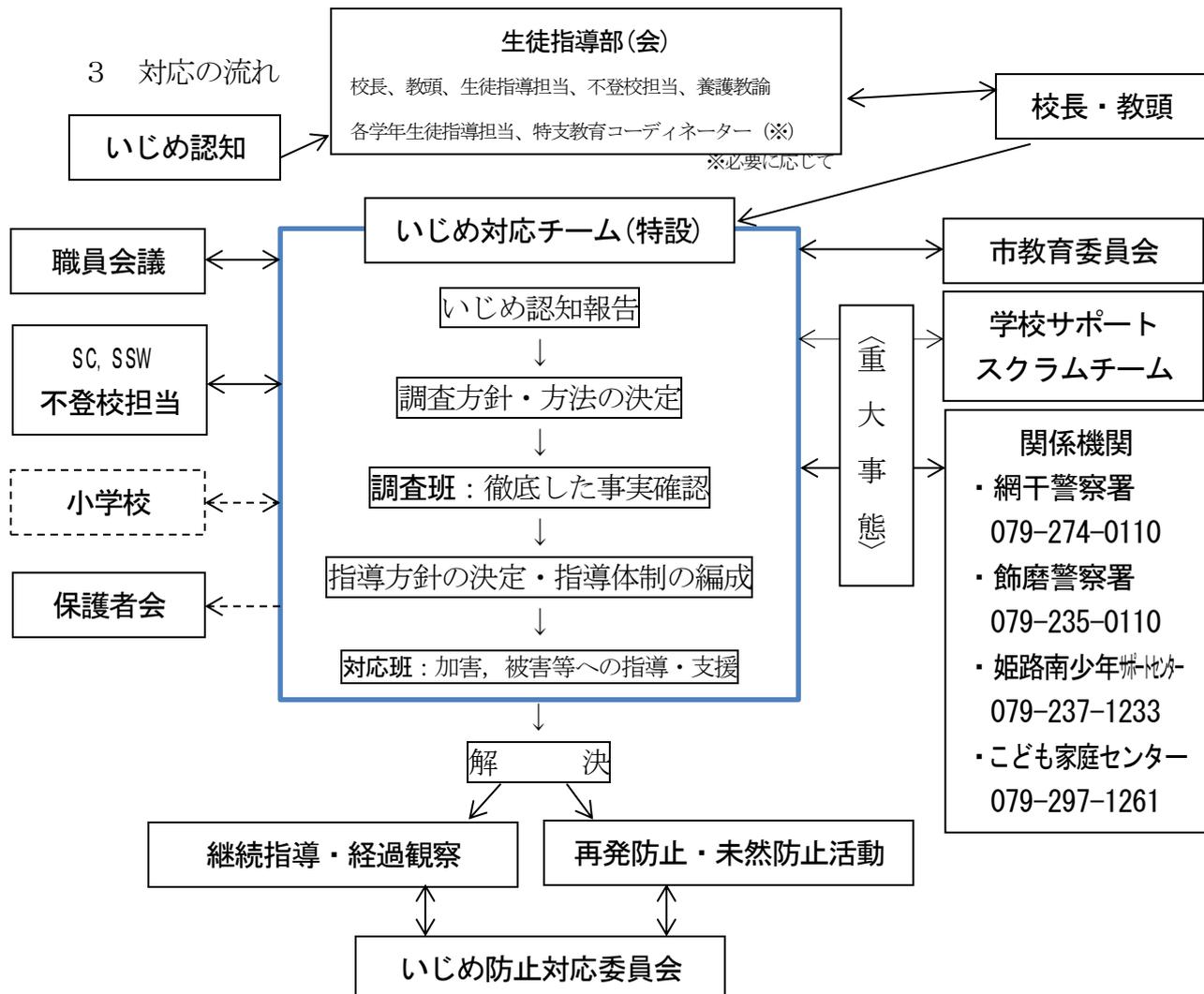
【別紙 4】

## 認知したときの組織対応

【いじめ対応チーム(特設)】

- 1 構成員 校長，教頭，生徒指導担当，養護教諭，当該学年主任  
当該学年職員，当該学級担任，当該部活動顧問，SC，SSW
- 2 任 務 迅速かつ適切な解決のために調査・報告・相談・支援・指導を行う
  - (1) 調査班(当該学年職員，当該部活動顧問 等)  
事実確認，アンケート調査 等により情報収集と記録
  - (2) 対応班(当該学年主任・担任・顧問，生徒指導担当，養護教諭 等)  
加害者・被害者・保護者への指導・支援対応  
マスコミ窓口：管理職 ， 関係機関連携窓口：生徒指導担当

3 対応の流れ



※被害者や情報源の者の心情に十分配慮し，事実確認をする。保護者の意向も配慮する。  
※いじめを認知すれば，直ちに加害者・被害者の双方から事実関係を聞取る。また，聞き取



## 参 考

### いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判定は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

### いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布，9月28日施行）

#### いじめの定義

◎ この法律について「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

#### 学校が実施すべき施策

◎ 学校は、「**学校いじめ防止基本方針**」を定める。（第13条）

◎ 学校は、**いじめ防止等の対策のための組織**を置く。（第22条）

例：常設組織：校長，教頭，生徒指導担当(生徒指導部)，養護教諭，各学年代表，S C，S S W

特設対応チーム：発生認知1件ずつに応じ，常設組織メンバーに加え担任(部活動顧問)学年職員等

役割	常設組織	①年間計画の作成・実行・検証・修正	
		②相談・通報の窓口	⇔ 関係機関
	特設対応チーム	③情報収集と記録，共有	⇔ 関係機関
		④緊急会議を開催し，調査・指導・支援，保護者連携対応	
			【調査班】と【対応班】を設ける。



**重大事態**とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき  
②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態発生時（学校の設置者または学校）

◎ その事態に対し，及び同種の事態の発生の防止のため，速やかに**調査組織**を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にする調査を行う。（第28条①）

◎ 調査を行えば，被害生徒とその保護者に事実関係等必要な情報を適切に提供する。（第28条②）

## いじめアンケートについて

### 1 実施者と時期・回数

学級担任 各学期での考査毎の教育相談にて 5回／年

### 2 アンケートの管理

学級担任

アンケート用紙と封筒を配布し、家で記入させる。封筒に入れた用紙を生徒全員から回収し、記入し封筒に入れ全員回収する。

全員の教育相談を行い、アンケート内容について確認する。いじめの疑いに関する情報は、生徒指導部へ報告する。

アンケート用紙は、学級ごとのファイルに生徒ごとに、すべてを保管する。相談・聞き取り内容も記録に残し、保管する。学級ファイルは、教育相談ボックスに保管し、進級後も過去の記録を参照できるようにする。また、卒業生については1年間保管する。

※ファイル表紙には令和○年度 第□学年 △組 担任○○記す。

### 部活動顧問

担任との連携により生徒の状況を掴みいじめのない土壌づくりと早期発見に努める。

部活動顧問によるいじめアンケート調査の実施については長短を審議する。

皆さんは、学校の友だちのだれかから、いじわるをされたり、嫌な思いをさせられたりしたことがありますでしたか。

そのようなことを、みんなからされたり、何度も繰り返されたりした人は、とても苦しい思いやつらい思いをします。

あなたは、今年の 月から学校の友だちのだれかに、次のようなことをされましたか。①から⑩のそれぞれについて、(ある) か (ない) に、一つずつ○をつけて下さい。

① 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われた。 ( ある ない )

② 授業中に、嫌なことをされた。 ( ある ない )

③ 仲間はずれ、集団による無視をされた。 ( ある ない )

④ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした。( ある ない )

⑤ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。  
( ある ない )

⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。  
( ある ない )

⑦ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされた。 ( ある ない )

⑧ 部活動やクラスのこと困っている事はありませんか。 ( ある ない )  
それは具体的にどのような事ですか?  
( )

⑨ 家事等で、学習時間や睡眠時間が少なくなっている。 ( ある ない )

⑩ 友だちがいじわるをされたりやイヤな思いをしたりしているのを見たことがある。  
( ある ない )  
それは具体的にどのような事ですか?  
( )